

アイルランドの税制改正

はじめに

アイルランドは、EU及び欧洲通貨連合(EMU)の加盟国であり、経済状態も安定しており、同国に投資を行う外国企業にとって、アイルランドからEU域内への参入を図るとともに、同時に同国において認められている各種の税制優遇措置による恩典を受けることができる。このことから、欧洲における投資先の国としては注目を集めている。なお、現在アイルランドに進出している外国企業数は、約1,300社を超えるといわれている。

また、アイルランドは、現在36カ国と租税条約を締約している。日本との租税条約では、アイルランドの内国法人から日本居住者に対して支払われる配当についてのみ、租税条約上は免税である。他の投資所得は、租税条約の限度税率が適用されていずれも10%である。

1 アイルランド税制の概要

アイルランドにおける主たる税目は、法人税(地方法人税はない)、キャピタルゲイン税、所得税(地方所得税はない)、付加価値税、レートといわれている地方税である不動産税及び印紙税等であり、隣国の英国と類似した税目から構成されている。

アイルランドにおける法人税基本税率は、2000年1月以降24%であり、法人所得に係る地

方税がないことから、その税率は、他の国の法人税率と比較しても相当に低いが、今後予定されている法人税率の改正では、2001年1月以降20%，2002年1月以降16%，2003年1月以降12.5%と税率が引き下げられることが予定されている。

税率以外の項目におけるアイルランドにおける法人税の一般的な特徴としては、繰越欠損金の控除が、事業の継続性を条件として、欠損金の繰戻し及び繰越しは期間制限がなく認められること、英國と同様にグループリーフ制度があること等を挙げることができる。この制度は、内国法人を対象に75%の株式所有を要件として、当該グループ内において、欠損金等を他のグループ法人の所得と通算することができるというものである。

なお、1999-2000年の課税年度における独身者の個人所得税の税率は、1万4,000アイルランドポンドまでは24%，それを超える部分の金額は46%であり、法人税と比較して他の先進国とほぼ同様の水準といえる。

2 租税優遇措置

アイルランドに多くの外国企業が進出する理由の一つは、この租税優遇措置の存在である。

すなわち、シャノン空港開発地域において認定を受けたサービス活動による所得及びダブリンの国際金融サービスセンターにおける事業と

Topics of International Taxation

認定を受けた国際金融サービスによる所得は、2005年末まで10%の税率適用となる。この国際金融サービスとは、国際金融、保険、資金管理、仲介、ディーラー活動、財産管理、金融上の助言及びこれらの活動の事務管理である。

今後の改正の動向は、次のとおりである。

- ① 現在10%の税率の適用を受けている法人で、製造業及び特定の国際的な事業サービスの場合、2010年末までその特典が継続する。
- ② シャノン空港開発地域及びダブリンの国際金融サービスセンターに所在する法人の場合には、2005年末までその恩典が継続する。
- ③ 1998年7月23日以降に開始された事業は、2002年末まで10%の税率適用の恩典が継続する。2003年以降の年度については12.5%の税率が適用となる。
- ④ シャノン空港開発地域及びダブリンの国際金融サービスセンターにおける新規事業の申請期限は、1999年末であり、それ以降申請された事業については、その年度に適用となる法人税の基本税率が適用となる。

上記以外の項目として、アイルランド居住法人の外国支店利益の免税がある。この制度によれば、当該居住法人がアイルランドにおける雇用を促進することが認められる場合、当該法人の外国支店の利益は、アイルランドにおいて法人税及びキャピタルゲイン税が免除されることになる。

3 OECDの有害な税競争排除の動向

OECDは、タックス・ヘイブン及び各国の租税優遇措置が各国の税制に対して有害な効果

があるとして、1998年に報告書を公表し、これらの有害な税競争の基因となるタックス・ヘイブン及び各国の租税優遇措置に対して、各国が規制措置を講じることを提唱している。その効果として、2000年6月に六つのタックス・ヘイブン国又は地域からタックス・ヘイブンを返上するという事態が生じた。

OECDの調査によれば(注)、アイルランドにおけるシャノン空港開発地域及びダブリンの国際金融サービスセンターにおける租税優遇措置は、有害な税競争の基因となるものの一覧表に掲載されている。例えば、ダブリンの国際金融サービスセンターは、保険業、金融及びリース業、ファンドマネージャー、銀行業の分野においてこの一覧表に掲載されており、シャノン空港開発地域及び国際事業会社は、金融及びリース業の欄に掲載されている。

今後、OECDの有害な税競争規制の動向がどのようになるのか不透明な点も多く、各国の利害の対立も予測されるところであるが、特異な優遇税制措置を講じている他の欧州諸国、例えば、オランダ、ルクセンブルグ、ベルギー等の動向とも併せて、アイルランドがその租税優遇措置を継続させて、現在と同様に多くの外国企業を誘致できるかどうかその動向が注目されるところである。

(注) OECD, "Towards Global Tax Co-operation, report to the 2000 ministerial council meeting and recommendations by the Committee on Fiscal Affairs" (2000年)。

日本大学教授

矢内 一好